産業廃棄物収集運搬業に係る電子申請について

広島県では、(特別管理)産業廃棄物収集運搬業(優良認定、PCB 廃棄物を含むもの及び積替保管を含むものを除く)の許可申請について、県管轄分の事業者の方は電子申請をすることができます。 ※ なお、インターネットバンキング又はペイジー対応 ATM を利用した手数料の電子納付が必要です。

①申請方法 (※詳細は「操作マニュアル(申請者用)」を確認ください。)

- (1)次のアドレスから電子申請システムへアクセスしてください。※代理人(行政書士)による申請も可能です
 - 【産業廃棄物新規許可申請】

<u>https://s-kantan.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=13891</u> 【産業廃棄物更新許可申請】

<u>https://s-kantan.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=14535</u> 【特別管理産業廃棄物新規許可申請】

<u>https://s-kantan.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=14534</u> 【特別管理産業廃棄物更新許可申請】

https://s-kantan.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=14537

注 上記申請は、全て利用者登録が必要になります。利用者登録がお済みでない方は下記リンクか ら電子申請システムにアクセスし、画面右上の「利用者登録」から登録を行ってください。 <u>https://s-kantan.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_initDisplay.action</u>

(2) 画面の指示に従って申請情報を入力し、申請書類をアップロードしてください。

- 注1 添付ファイルの合計サイズの上限は 100MB です。
 - 2 添付書類が多いため、予め添付書類を準備してから、手続きを開始してください。
 - 3 様式は県 HP (普通・特管) よりダウンロードしてください。
 - 4 先行許可証の原本及び現に所持している当該申請に係る許可証は郵送又は窓口への持参により提出 してください。先行許可証は確認後、直ちに返却しますので、郵送の場合は、レターパック又は返信 用封筒(530円切手貼付)を同封してください。
- (3)申請書類に不備がある場合は、メール等で連絡しますので、システムから修正してください。
- (4)補正事項がなければ、県から利用者登録したメールアドレス宛てに受理通知メールが届きます。メールの指示に従って、手数料を電子納付してください。

注 インターネットバンキング又はペイジー対応 ATM を利用した手数料の払い込み操作が必要です。 下記リンクとご自身の支払い環境等を事前に確認してから、手続きを開始してください。 <u>https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/265/denshi-shinsei-payeasy.html</u>

(5) 審査の結果, 適合と判断した場合は返信用封筒又は窓口により許可証を交付します。

(郵送による交付を希望される場合)

○ 宛先を記入したレターパック又は返信用封筒(530円切手貼付)が必要になりますので、許可証の交付までに管轄窓口へ送付してください。

○ 先行許可証を利用する場合は、先行許可証を送付する封筒に、「先行許可証の返信用封筒」と「許可 証の返信用封筒」を同封してください。 (※レターパック又は返信用封筒(530円切手貼付)を同封)

②注意事項 重要(※よく内容を確認してください)

◆<u>手数料納付日が申請受付日となるため、余裕を持って申請してください。</u>

- (<u>※更新許可申請は、許可有効年月日までに申請手数料が納付されない場合、許可が失効します。</u>) (<u>※更新許可申請の受付期間は、許可有効年月日の20日前以前です。</u>)
- (<u>※講習修了証及び公的機関発行書類は、手数料納付日時点で有効期限内のものが必要です。申込時点</u> <u>で有効期限まで 20 日を切る書類がある場合は、再発行又は直接担当窓口まで書面申請してください。</u>)
- ◆許可有効年月日の2か月前以前に更新許可申請が行われた場合は、更新の許可処分をした日を次の 有効期間の起算日とするため、従来の許可の有効期限が短くなります。
- ◆受付印を押印した申請書の写しの交付は行いませんが、申込内容照会から手続状況を確認できます。
- ◆手数料納付後の申請手数料の返還はできません。

③手続きの流れ



④申請窓口・お問い合わせ

下記リンクの担当区域を管轄する事務所等まで申請・お問い合わせください。 <u>https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/i-i2-shinsei-sanpai-madoguchi.html</u>